

# 見附市立今町中学校いじめ防止等基本方針

## はじめに

この見附市立今町中学校いじめ防止等基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号）第12条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

## いじめ及び「いじめ類似行為」の定義

いじめとは、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条で、「児童生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。また、「いじめ類似行為」とは県条例第2条第2項で、「児童生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」である。

## 1 いじめの防止等のための基本的な方向

### (1) いじめの防止等に対する基本的な考え方

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促していくことが必要である。そのために、学校は、いじめの未然防止、早期発見、即時対応の具体的な対策を計画的・継続的に、組織として取り組んでいかなければならない。さらに県条例では、「いじめ類似行為」についても防止等の対策を推進するものとされていることから、本方針におけるいじめの防止等の対策と認知及びその後の対応については、「いじめ類似行為」に関しても同様に扱うものとする。

また、いじめ問題への取組の重要性について、地域、家庭へも認識を広め、学校を含めた三者が一体となって取り組んでいくことが大切である。

### (2) いじめ防止等のための取組方針

- ① いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行う。
- ② いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。（別紙参照）
- ③ 「学校評価アンケート（生徒用・保護者用）」を活用して、いじめ防止等のための取組の見直しを定期的に行なう。（P D C Aサイクルによる）

④ 校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質の向上に努める。

### (3) いじめ防止等の対策のための組織の設置及び取組

#### ① 組織の設置

いじめ防止等の対策のための組織として「校内いじめ防止対策委員会」を設置する。

#### ② 設置の目的

いじめ防止対策推進法の第22条を受け、いじめの防止等に関する対策及びいじめ等問題行動等に係る措置を実行的に行う。

#### ③ 構成員

校長・教頭・生徒指導主事・学年生徒指導・当該学年主任・当該学級担任・適応指導主任・養護教諭（CS委員会・スクールカウンセラー・SSW・児童相談所職員・医療機関ドクター）で構成する。

#### ④ 役割内容

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証  
・修正の中核としての役割

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行なう役割

エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、維持等の情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

### (4) 保護者・地域との連携

#### ① 保護者への意識啓発（法における保護者の責務等第9条）

ア PTA活動（講演会、奉仕、体育的活動など）を活発に行い、普段から家庭・地域と積極的に交流し信頼関係を構築する。

イ 保護者の方も参加する「いじめ見逃しぜロスクール集会」を実施する。

#### ② 情報発信及び基本方針の周知

ア 学校ホームページで学校基本方針を公開する。

イ 学校だより、学年だよりなどで保護者に学校の様子を伝え、いじめ防止への協力をお願いする。

#### ③ 地域の活動によるいじめの未然防止

ア 小学校、地区行事への積極的参加を促し、社会性を育成する。

イ 地域ボランティア、福祉施設訪問への積極的参加等を通して自己有用感を醸成するとともに今町中学校への信頼を高める。

### (5) 関係機関等との連携

- ① 平素より警察、市教委、児童相談所などと情報連携を行う。また、いじめに関する重大事態発生と疑われる時点で指導、助言を受け行動連携を行う。
- ② 今町小中定例会を活用し情報交換を行い、いじめ防止に有用な手立てを実施する。

## 2 いじめ防止等のための具体的な取組

### (1) いじめの未然防止のための取組

- ① 道徳教育の充実（道徳の年間指導計画）
- ② 人権教育、同和教育の充実（人権教育、同和教育全体計画）
- ③ 社会性の育成（異学年交流・お互いに認め合う集団づくり）
  - ア 小中連携を推進し、9年間を見通した社会性育成プログラムの実践  
自己有用感、人間関係づくりの能力、困難に対して他者と協力しながら問題解決を図る意欲や態度、規範意識の4つの社会性の醸成
  - イ 核となる行事（体育祭・風雄祭・いじめ見逃しぜロスクール集会）の取組に社会性育成の手立てを設定
- ④ 生徒の手によるいじめ防止
  - ア 他の人の良さを認め合う、体育祭における他学年、自クラスの仲間への感謝メッセージ
- ⑤ 中1ギャップ解消の取組
  - ア 小中合同によるあいさつ運動（6月、10月）
  - イ 小中合同による「いじめ見逃しぜロスクール集会」（10月）
  - ウ 授業体験（1月）・部活動体験（10月・1月）
- ⑥ 日常的な職員間の連携・情報交換
  - ア C4thを活用した校内ネットワークによる情報交換
  - イ 週1回の生徒指導部会・学年会・生徒指導ファイルの回覧

### (2) いじめの早期発見のための取組

- ① 生徒との信頼関係構築により、生徒が職員に相談しやすい雰囲気を作る。
- ② 緊急避難場所（相談室）の活用により、生徒の安定化と生徒が安心して相談できる場所を確保する。
- ③ 週1回のスクールカウンセラーの活用により、相談体制を確立する。
- ④ 定期的なアンケートの実施、確認
  - ア 毎月の学校生活アンケートの実施（生徒）、確認→5年保存
  - イ 年2回（7月、12月）の保護者アンケートの実施、確認→5年保存
- ⑤ 教育相談の充実
  - ア 年3回（4月、10月、1月）の教育相談週間の設置
- ⑥ 日常の生徒の観察
  - ア 生活ノート（デイリーライフ）を活用した生徒との対話
  - イ 昼休みの職員による校舎内巡視

### (3) いじめへの即時対応の取組

- ① 市教委への報告

いじめに関する重大事態発生と疑われる時点で、校長の判断により市教委へ相談、報告し指導、助言を受ける。

② 組織を活用した状況調査

ア 生徒指導部を中心に被害者、加害者、関係生徒の聞き取りにあたる。

イ 状況に応じて外部機関（警察、地域など）にも協力を依頼する。

③ いじめられている生徒の保護

ア いじめ発生時は教員が複数で急行し、対応する。

イ 緊急避難場所（相談室）の活用により、被害生徒の心身の安全を確保する。

徹底して守り通すことを伝え、不安を除く。

ウ いじめ問題解決、未解決に関わらず全職員で被害生徒の見守りを行う。

エ 全職員で被害生徒に寄り添い、心のケアにあたる。

④ いじめをしている生徒への指導

ア いじめ発生時は教員が複数で対応し、状況、原因を確認する。

イ いじめは絶対にしてはいけないことを説諭する。

ウ いじめられた側の意向を尊重しながら指導、謝罪の会を開催する。

エ 指導の会後もよく生徒の様子を観察し、定期的に声を掛けていく。

⑤ いじめられている生徒の保護者への対応

ア 緊急性を要する場合は即時家庭連絡、緊急ではない場合は状況が確認され  
てから連絡する。

イ いじめられた側の意向を尊重し、指導の方針と対応を決定する。

ウ 早急にいじめ問題を解決するため、全職員が校長の指示のもとに対応する。

エ 指導の会後も被害者、加害者の様子を必要に応じて家庭連絡する。

⑥ いじめをしている生徒の保護者への対応

ア いじめの状況が確認されてから連絡する。

イ いじめは絶対にしてはいけないことを再確認し、いじめの問題の解決の協  
力を要請する。

ウ 指導、謝罪の会に必要に応じて出席してもらう。

エ 指導の会後も被害者、加害者の様子を必要に応じて家庭連絡する。

⑦ その他の児童生徒に対する対応

ア 必要に応じて全校、学年、学級で集会を開き、事実説明と改善、努力する  
点を説明する。

イ いじめ問題解決に生徒会、学年委員会、学級の班長会など生徒の自治的組  
織を活用できる場合は積極的に活用していく。

ウ 道徳、学活などで、いじめ問題の解決、防止に係る授業を実施し、生徒に  
社会性を育む。

(4) いじめへの対処

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはせず、少なくとも次の2つの要  
件が満たされていることを慎重に見極める。

## 〈要件〉

ア いじめに係る行為が止んでいること（行為が止んでいる期間は少なくとも3ヶ月を目安とする。）

イ 被害者が心身の苦痛を感じていないこと

これらの要件が満たされていても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。さらに、解消の状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめのいじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒については、日常的に深く観察する。

## (5) 特別な対応を要する生徒への対処

配慮が必要な生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

## 3 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

- ・ 生徒が自殺を企図した場合

- ・ 身体に重大な傷害を負った場合

- ・ 金品等に重大な被害を被った場合

- ・ 精神性の疾患を発症した場合等を想定

イ いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

（年間30日を目安。一定期間連続して欠席している場合なども含む）

### (2) 重大事態発生時の対応

市教委への報告を行い、事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

#### ☆ 学校が調査主体となった場合の対応

ア 組織による調査体制を整える。

イ 組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。

ウ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

エ 調査結果を市教委に報告する。

オ 市教委の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

#### ☆ 学校の設置者が調査主体となった場合の対応

ア 設置者の調査組織に必要な資料提出など、調査に協力する。

※ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。